

# 社労士法人 大竹事務所 通信

2023年9月(Vol.198)

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301  
 電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795  
 e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp  
 URL：http://osaka-otake.com/

## 令和5年度最低賃金額 全国平均で初の1,000円超え

### ◆目安はAランク41円、Bランク40円、Cランク39円

7月28日、中央最低賃金審議会で令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申が取りまとめられ、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円に決定しました。引上げ額はこれまでで最も大きく、全国平均で時給1,002円と、初めて1,000円を超えました。

これを受けて全国の地方最低賃金審議会で議論が始まり、8月7日には東京都では41円引き上げて1,113円、また秋田県では過去最高の上げ幅となる44円引き上げて897円とするよう答申した、と報じられています。

### ◆近畿及び東京の答申額は以下の通りです

	金額(昨年度)	引上げ額
大阪	1,064円(1,023円)	+41円
京都	1,008円(968円)	+40円
兵庫	1,001円(960円)	+41円
奈良	936円(896円)	+40円
和歌山	929円(889円)	+40円
滋賀	967円(927円)	+40円
東京	1,113円(1,072円)	+41円

※10月1日から10月中旬までの間に順次発効

### ◆引上げ額の目安が4.3%を基準として検討された理由

政府の方針や賃金、通常の事業の賃金支払能力、労働者の生計費を総合的に勘案して4.3%が基準とされ

ましたが、目安の議論を行ってきた公益委員見解では、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、特に労働者の生計費を重視した目安額としたとされています。また、この目安額が中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない、ともしています。

### ◆厚生労働大臣が中小企業・小規模事業者に対する支援策に言及

中央最低賃金審議会の答申において要望のあった、業務改善助成金の対象事業場拡大等について、加藤厚生労働大臣は8月8日の記者会見において、できるだけ早期に行うよう検討を進め、検討内容を踏まえて後日発表したいと表明しています。

【厚生労働省「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34458.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html)

## 男性の育休取得率の増加と企業の育児休業支援

### ◆改正育児・介護休業法と男性育休

育児・介護休業法の改正により、令和4年10月から「産後パパ育休」(出生時育児休業)や「育児休業の分割取得」が施行されています。本改正は男女とも仕事と育児を両立できるよう設けられたもので、特になかなか進んでいなかった男性の育児休業の取得については、その対応が求められているところです。

### ◆男性の育休取得者の割合は約17%

厚生労働省が公表した「令和4年度雇用均等基本調査」によれば、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和4年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合は17.13%となっています。

この数値は上記改正施行前の状況によるものですが、前回調査（令和3年度：13.97%）より約3ポイントの上昇、過去最高となっています。同調査の10年前の数値が2%程度だったことを考えると、近年、急上昇しているといえます。

#### ◆求められる育休支援の取組み

政府は6月に策定された「こども未来戦略方針」で、2025年までに男性育休取得率を50%へ引き上げる方針を示しました。同方針では、その他、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合の給付率の引上げや、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置の拡充なども挙げられています。

近時、男性でも育児休業が取りやすい環境かどうかは、求職者の企業選びにおいても判断材料となってきました。企業への助成の動きも注視しつつ、今後より一層、育児休業支援の取組みについて検討していきたいところです。

【厚生労働省「令和4年度「令和4年度雇用均等基本調査」の結果概要】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r04/O7.pdf>

### トラックGメン設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

#### ◆荷主等への監視体制強化へ

国土交通省は7月21日、長時間の荷待ちや、依頼になかった附帯業務、無理な配送依頼等、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業（着荷主企業も含む）・元請事業者の監視を強化するため、「トラックGメン」を創設しました。

#### ◆トラックドライバーの労働条件改善が急務

トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が課題に

あり、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、労働条件を改善することが急務となっています。これまで国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等を実施してきましたが、2024年問題（ドライバーへの時間外労働の上限規制が適用されることによる、物流への影響が懸念される問題）を前に強力な対応が必要と判断し、トラックGメンを創設したものです。

「トラックGメン」による調査結果を、貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」（違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合）→「要請」（荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合）→「勧告・公表」（要請してもなお改善されない場合）に活用し、実効性を確保するとしています。

#### ◆162名体制で始動・本省および地方運輸局等に設置

トラックGメンは、国土交通省の既定定員82人のほかに、新たに80人を緊急に増員し、合計162人体制により業務を遂行するとしています。トラックGメンは、本省および地方運輸局等に設置されます。

【国土交通省「トラックGメン」の創設について】

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001620557.pdf>

### 自然災害に備えましょう

#### ◆頻発する豪雨等の自然災害

近年、集中豪雨が各地で発生しています。最近では秋田県で記録的な大雨となり、広い範囲で被害が出ました。被害に遭ってから対応するのでは、事業継続の難易度は格段に上がります。自然災害に対し、様々な観点から備えておくことが必要です。

企業防災を考えるときに参考となるのが、内閣府が公表している「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—（令和5年3月）」です。まずは、これに沿って自社の方針を検討していくとよいでしょう。

## ◆労働基準法や労働契約法の取扱い

被災時に休業する場合など、法的な取扱いはどうなるのでしょうか。これについては、「自然災害時の事業運営における労働基準法や労働契約法の取扱いなどに関するQ&A」が参考になります。災害を理由に休業するとき、従業員が被災し出勤できないときなど、気になる事項への回答が示されています。例えば、勤め先は営業しているものの、従業員が避難所にいて通勤できない場合、出勤できないことのみを理由に解雇するのは、「一般的には相当でない」と考えられています（ただし、最終的には個別の事情を総合的に勘案して判断される）。

経営においては、混乱の中で迅速な判断を求められることがあります。会社と従業員を守るためにも、いざというときに適切な判断ができるよう備えておきましょう。

【内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—（令和5年3月）」】

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/guideline202303.pdf>

【厚生労働省「自然災害時の事業運営における労働基準法や労働契約法の取扱いなどに関するQ&A」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000806952.pdf>

## 9月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

### 11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
[公共職業安定所]

### 10月2日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞  
[公共職業安定所]

## 編集後記

厳しい残暑が続いています。近年、夏が長くなって秋が短くなっているようで、「残暑」という言葉の意味も何だか今の時期にはそぐわなくなった気がいたします。

今月のトピックにもあげましたが、今年地域別最低賃金の答申がなされ、過去最大の上げ幅となりました。10月1日より順次発効される予定（地域により異なります）になっておりますので、従業員様の賃金額のチェック、ご準備をお願いいたします。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。（R.O）

## スタッフブログより

### 【弊所の採用活動について】

弊所は今年の6月より採用活動を行いました。

お客様から業務依頼があった際に出来るだけスムーズに対応が出来ること、事務所職員の個別状況に対し臨機応変に対応できること、が大きな目的です。

今回の募集では、大変ありがたいことに沢山の方にご応募頂くことが出来たと思っております。

それにしても1回や2回でお相手を見ること、お相手にも事務所を見てもらうこと、本当に難しいですね。

実務をお願いしている職員さんには、いつも以上に協力をしてもらい採用活動を終えることが出来ました。

結果、9月にパートタイマーの方10月には正職員の方に来てもらうことになっています。

今後もより良いお客様のサポート、事務所職員にとってもより良い環境を目指したいと存じます。

どうぞよろしく願い致します。

おぎの（2023-08-29）



## 【本を読む③】

『二宮金次郎の幸福論』致知出版社  
中桐万里子著

二宮尊徳の七代目子孫である著者が、「おじいちゃん  
はこう思ってたんだなあ」と身近に実在する人物とし  
て二宮金次郎の言葉に思いを馳せる本です。

その中から一遍をご紹介します。

[ナゾナゾには必ず答えがある]

「翁はこう言われた。今日は冬至だ。夜の長い  
のは天命だ。夜の長いのを嫌って短くしようと  
してもどうすることもできない。これを天とい  
うのだ。さてこの行燈の皿に油が一杯ある。こ  
れもまた天命だ。この一皿で、この長い夜を照  
らすには足りないがこれまたどうにもならな  
い。ともに天命ではあるが、燈心を細くすれば、  
夜半に消えるべき燈火も夜明けまで持たせる  
ことができる。これが人事を尽くさなければなら  
ない理由だ。」(『二宮翁夜話』29)

ついつい、自身ではどうしようもないことを「問題だ」  
「難しい」と考えてしまいがちです。

出会った相手の性格や発言、生まれた時代の状況や社  
会の世相、できごとが起こったタイミング、与えられ  
ている役職や責任、受けてしまった病気や体質などな  
ど……。

自分一人の力ではどうにも動かせないことにこそ、な  
ぜだか固執してしまいます。

けれど、それは金次郎のいう「天」のできごとかもし  
れません。

どうしようもないことに拘り過ぎて思い悩むのでは  
なく、「じゃあこうすればいいじゃん！」と別のアイデ  
アを出すことが良いと考えさせられる文章でした。

おおたけ (2023-08-28)

## 【健康のありがたさを身に染みて感じました①】

皆さま厳しい暑さが続いておりますがいかがお過  
ごでしょうか。

我が家では、8月に健康を損なう出来事が大きく二  
つ起きてしまいました。

今回は一つ目の出来事を書かせてもらいます。

8月の前半に、妻と子ども2人が相次いで新型コロ  
ナウイルス感染症に罹ってしまいました。

最初に妻が(どこからもらったのかよく分かってい  
ないのですが)、次いで子どもが(恐らく妻からもら  
ったのだと)罹りました。

5類に移行し、インフルエンザと同じ取扱いになっ  
たとはいえ、罹れば一定期間身動きが取れなくなっ  
てしまいます。

誰かれと助けをお願いすることもできず、私が家族  
の看病をしました。

私自身も不必要な接触は避けつつ、家の中でマスク  
やこまめな消毒をしながら接していました。

おかげさまで、家族は回復し、私も罹ることはあり  
ませんでした。

とはいえ、看病のため職場はお休みを頂き、多くの  
方にご迷惑をかけてしまいました。

改めて健康で毎日仕事にいけることのありがたさ  
を感じました。

にしぐち (2023-08-30)